

# 社会的養育推進計画見直し(後期計画の策定)のための の児童福祉専門分科会への当事者の参画について(案)

## 1 令和6年度分科会への当事者の参画について

計画見直し(後期計画の策定)計画に当たり

- 計画の当事者がこども(特に社会的養護を受けたこども)であること
- こどもが権利の主体であること
- 国の策定要領において、こどもからの意見聴取とその反映が求められている



運営要領に基づき、当事者の中心となる社会的養護を受けたこどもを  
令和6年度の分科会へ参画させることとしたい

専門分科会運営要領第5の3

専門分科会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対し、調査審議するために必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## 2 参画する当事者の構成について

以下の①～④の者(各1名)

- ① 児童養護施設に措置されている児童
- ② 児童養護施設に措置されたことのある者(概ね措置解除後10年以内の成人)
- ③ 里親・ファミリーホームに措置されている児童
- ④ 里親・ファミリーホームに措置されたことのある者(概ね措置解除後10年以内の成人)

## 3 参画する当事者の名称(通称)について

(例) 当事者委員/こども・若者委員/こども・若者参画員/アドバイザー/サポーター 等

## 4 参画する当事者への配慮等について

### (1) 専門分科会の開催日時

就学等している児童のため、土・日曜日での専門分科会開催を検討

### (2) 専門分科会における個人情報保護

専門分科会は、公開することで公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合を除き、原則として公開(傍聴又は会議結果の公表)

ただし、参画する当事者の個人情報保護の観点から、本人(未成年の場合は本人及び親権者)の意向を踏まえながら、必要となる配慮を検討

#### 【個人情報保護のための配慮例】

当事者の参加方法	ハンドルネーム、アバター等を利用したオンライン参加
傍聴方法	配席の工夫、パーテーション等の設置
会議中の呼称	仮名(ニックネーム等を含む)の使用
公表資料(議事録等)	発言者の氏名は匿名又は仮名 発言内容は個人の特定に結び付く内容を除き公表